

## 認知文法から見た時制の一致現象

樋口 万里子

1. 本稿の目的は、英語の間接話法の補文の時制現象が、基本的に英語の時制の意味機能を正しく捉えることによって説明できる事を示すことにある<sup>1</sup>。ここでは、特に田中（1991）の問題点を洗い出し、そこではほぼ前提とされている通説的見解にその誤りの根本原因があることを突き止め、時制の一致現象に関する従来の見方の軌道修正を図る。

英語の時制とは、認知文法の枠組において正しく捉えられている様に、間接話法の主文の場合であれ補文であれ、常に話者の視点からの命題の位置付け（epistemic distance）を示すものである<sup>2</sup>。ただ、non-modal<sup>3</sup>に話を限れば、主文の時制が「話者の直接の reality における位置付け」であるのに対し、補文の時制の場合は、あくまで主語が内容に責任を持つので「『主語の mental space ではこうなのだ』という話者の reality における位置付け」ということとなる。即ち、(1)の補文の現在時制は「『主語が Mary's tiredness を信じている』という事が話者の現実現在でも成り立っている」という事を表している。とこ

- 
1. ここでは、say や tell だけでなく思考や認識を表す think, know 等の動詞の補文を含める広義の間接話法の時制を扱う。
  2. もっと厳密な言い方をすれば、時制は modal との組み合わせで機能し、現在形は話者の発話時点（immediacy）における認識として命題を位置付け、文を finite にするものである。詳細については、Langacker（1991）、及び樋口（1992）参照。
  3. non-modal とは may, can, will 等の助動詞を含まない、いわゆる話者の現実を表す文であるが、that 補文の命題は、「主語から見た現実はこちらだ」という話者の現実であったり、単に命題としてのみ存在する場合もあり、Langacker も指摘しているように、話者の直接の現実というものから step back する。本稿では、紙面の都合上、modal を含むケースを殆ど省いたが、本稿の議論は modal を含む文に関しても当てはまる。

ろが不思議なことに、従来、例えば(1)で言えば、(2)の類いの説明が一般的であった。筆者の見るところ、結局はこの様な見解があまりに広く流布してきた為に、今に至る混乱が生じてきた様に思われる。

- (1) John said that Mary is tired.
- (2) 「主文が過去時制なのに（時制の一致のルールに反して）現在形が用いられているのは(1)の文の話者が Mary の tiredness（補文の真）を信じている事を明示する為である。」

勿論、確かに(1)の話者が補文の真を信じている場合もあるだろうが、実際には、補文の内容には主語が責任を持っているのだから、話者が Mary の tiredness を必ずしも信じている必要はない。それは、(1)の後に 'but actually she isn't.' 等と続け得る事からも明らかである。更なる問題は、時制の意味機能を無視し、default にしろ部分的にしろ、時制の一致という機械的なルールがあたかも存在するかの様に考えている点である。ルール<sup>4</sup>と考えているもの実際は、以下の様な事であろう。つまり、John の発話が発語行動として過去に位置付けられて過去時制が選択された場合、John が嘘を言っているのではない限り、「疲れている」という Mary の状態は少なくとも John の理解において John の発話時点では成立していると判断でき、それを単に報告するだけで

4. これがルールの様なものと考えられた背景には、他にも例えば I didn't know you were here. 等の補文で過去形の方がより自然だという場合があるからだろうが、それは過去の自分の意識には補文の命題が存在しなかったと言う事を表している。これは例えば、if 節で表したことが仮定や現実としては十分認識されていないことになることや、仮定法とされている現在のことなのに事実と反することが過去形で表現されるのと、似たところがあって、驚いていることをしみじみと言う場合は、補文が現在形でも問題ない。

- a. I didn't know that cooking requires this much time and energy.

これは現在形と言うのが、基本的に話者の現在の現実を表すということの証拠でもあり、本稿で扱ったようないわゆる間接話法の問題とは少し別の角度からの説明になっているように見えるかもしれないが、筆者の考えてきた時制の意味機能からすればどちらも極自然に説明の付くことである。詳細については樋口 (1990) 参照。

あれば、John の発話時点は話者から見て過去だから過去の状態として過去時制を用いればまず間違いはない。これが英語を母国語とする人々の直感として、文脈なしに文が単独で示された場合、時制が一致していた方が安全と感じられる理由であろう。けれども例えば John の発話がほんのちょっと前のことで John の頭の中では Mary の疲労状態がまだ続いていると思われる場合等、現在の事柄として位置付けても John の伝えたい内容や意図からはずれないと話者が判断できれば、現在形が選択され得る。或いは、文脈によっては何等か誤解を生む可能性があるのを避けたい場合等では寧ろ現在形の方がいいという場合もある。

そもそも間接話法とは話者が誰か（主語）の言いたい（又は言いたかった）事や考え等を聞き手に伝えようとしているものであり、補文の内容自体には主語に責任があり、もともと主語の視点から発話されたものである。その主語の意向をないがしろにして「話者の信念であるだけのこと」を述べているという発想は理解し難い。それは *infelicitous* でしかない。但、「主語がこういうことを言いたいのだ」と判断しているのは勿論話者であり、聞き手に正しく伝わると判断できる範囲で、話者が自分の言葉で報告するものである。従って補文の命題を表現する言葉の選び方、特に指示詞や時制の選択等はあくまで話者のやっていることであり（John は実際はフランス語で発話したかもしれない）、時制はその命題の位置付け作業を担っているのである。

(1)に関する(2)の様な誤解にも、それなりの理由はあるかもしれない。話者の信念と言ってもそれが主語と共有している信念である場合ならあり得るからである。話者と主語が同じ事実を共有しているというのは、話者の発話時現在でも主語が主語自身の言った内容をまだ信じていると考えられる場合の部分集合であるし、特に脈絡なしの例文の場合、共有していた方が（無意識にそう解釈している事だが）主語の認識である事を確認し易い。共有している場合だけではない事には気付きにくいという事はあるかもしれない。また、(3)の例だけを見て考えると、この場合主語は古代エジプト人という遠い過去の人であるので、その人々の考えを現在形で表すのは不思議だ、だから補文の内容は、

「話者の信念だ (Riddle : 1978)」<sup>5</sup>であるとか「話者の理解する現在の現実に応じてはまれば that 補文の時制は過去でも現在でも良い (Comrie : 1986)」等という事を思い付くというのは、時制の意味機能が解明されていない段階では無理もないことかもしれないと思う。

(3) The ancient Egyptians knew that the earth is round.

しかし、勿論それでは、(4)の容認可能性が落ちることや(5)が非文であること等は説明できない。これが最近の時制の一致に関する謎の1つであった様である。田中(1991)が非断定補文という概念を援用したのは(3)と(4)の違いを説明する為でもあった様だが、後述するように、その概念でも依然として(5)は説明できない。本稿は、次章で先ず田中の説明に様々な問題点があることを指摘する。

(4) ?Dante regretted that the earth is round. (田中 : 1991)

(5) \* John<sub>i</sub> thought that he<sub>i</sub> is handsome. (Hornstein : 1990)

詰るところ、(3)(4)(5)を説明するのが本稿の中心課題の一つである。そこには動詞の意味が関わってくる。つまり、(3)がよいのは、(3)では knew という動詞の意味から「地球が丸い」と言う事を「普遍的事実として」古代エジプト人が「知っていた」と解釈できるので、「その命題は、現在形で描いても(即ち現在のこととして位置付けても)古代エジプト人が意識している内容を正しく伝えることになる」と話者が考えている場合があり得ると我々に感じられるからである。それに対し、同じ命題で、それ自体は話者も聴者も認める事実ではあっても、(4)での様に「残念がった」という動作の対象として見ると、一時的な意識として動作の時点に止まると考える方がどちらかと言えば普通であ

5. これはあくまで、間接発話として、即ち、口で発した言葉による命題から理解できたことを伝えている可能性が低いと言う意味であって、動作そのもので、或る事柄を意味している場合は勿論 that 補文を取ることがある。

b. I nodded that was right. (Kurt Vonnegut, Jr. : *Slaughter House Five*)

り、現在の事として描くと、主語の意図を外れる可能性もあると感じられる。これについても発話容態動詞との関連もあるので次章で詳述したい。

(5)が非文なのは、上記の議論から明らかな様に、補文が現在形というのは John が話者の現在時点でも「自分をハンサムだ」と思っていると話者が考えていることになる筈であり、若しそうなら主文の時制が当然現在形となるはずだからであり、これらのことが相互に矛盾するからに他ならない。

又、実際、John の発話 'I'm tired.' を伝える文としていずれも可能である(6)と(7)の差異を、例えば「文全体の話者 Peter の発話時点で John がまだ疲れているという場合は両方とも可能だが、そうでなければ(7)のみが可能なこと」と考え、Peter の発話の部分だけを目にする、話者として命題を位置付けている Peter の存在が目立たず、「(6)は主語でなく話者の、(7)は主語の視点から述べられている (田中：1991)」等という誤解に帰結してしまいがちで、本当に主語の視点から述べると 'I'm tired.' でしかないことや、どちらももともとは主語の視点から述べたことを話者が報告しているという面が見えなくなるのかもしれない。

(6) Peter : 'John said that he *is* tired.'

(7) Peter : 'John said that he *was* tired.'

無難で典型的な文のパターンのみを学習者に植え付けることが目的の学校文法では相変わらず時制の一致はルールであるかの如き扱いを受けているが、最近では、一致なくても例外視されることもなくなってきたというのにそれでも尚、時制が一致していなければどうしても容認可能性が低いと見られる幾つかの例を巡っては、時制の一致のルールが働いているとして、ある場合は機械的に、ある場合は怪しい理由で、時制の意味機能が正しく考慮されずに片付けられている憂慮すべき現状がある。そこでここではそうした事例に取組み、誤解を生んだ土壌の中に入って、これまでの誤解に絡まる糸を一つ一つ解きほぐしつつ、英語の時制選択の要因を、時制の本質的な意味機能に沿って論じることによって、Langacker (1991) の Cognitive Grammar の枠組みにおける時制

の一致の捉え方を敷衍することにする。

初歩の英語学習者というのは、どの位言葉を変えても essential content としては同じ事として正しく伝えていることになるか旨く判断できないので、それが分からない場合には、間接発話そのもので用いられた言葉をなるべく変えず、人称・DEIXIS 等の変換等だけで済まし、主文が過去であれば、少なくともその時点で成立しているはずのことだから、まずは多くの場合補文も過去を使った方がいいと教えるのは、無難であるという意味で理に適ったことであるのかもしれない。だがその最少限の変換ですら、補文命題が常に話者の視点から述べられていることの証拠でもあるだろう。

2. 0 さて、田中 (1991) は、時制が一致していない場合を例外視する必要のないことを指摘してはいるが、(8)を容認不可能な文と判断し、それを説明付ける為に(9)を主張している。

(8) \* Miho whispered that her lover *has* big brown eyes. (田中：1991)  
(筆者の判断ではOK)

(9) 補文の中に話し手の視点が入り込める場合、つまり、that 節が、断定補文の場合は時制の照応は自由である。一方、補文に話し手の視点が入り込めないような場合、つまり、that 節が非断定補文の場合は、時制の照応は義務的である。

ここで言われているのは、広瀬 (1986) に拠れば whisper, mumble, grunt 等の発話様態動詞の補文は非断定補文という分類に属し、非断定補文の性質は、話者の主観的真偽性判断の対象になり得ないということなので、それが、(8)の非文法性と結び付くということである。

ところが、これには様々な問題がある。

表面的なものとしては、①田中 (1991) の(8)に対する判断、②発話様態動詞の捉え方、③部分的にせよ時制の意味を考えずにルールで処理している点、等々があり、根本的に問題なのは、④話者の視点が入り込めない補文があり得ると考えていること⑤視点が入り込めないということと発話様態動詞の性質、

又は非断定補文とを安易に結び付けている点である。又、⑥「一致が自由」と言っている部分を、談話の一貫性だけで説明しているところにも疑問が感じられる。これらについて以下で順を追って検討してみたいと思う。

2. 1 まず、田中 (1991) は、(8)の補文は過去形であれば文法的で現在形であれば非文法的であると言っているが、筆者の調べたところ (主にアメリカ在住の native speakers 十数人) では、時制が一致していても非文、つまり、両方とも容認できない、whisper, grunt 等の発話様態動詞が that 節を補文とすること自体を容認しないという informant が少なくなく、容認するとしても多少 marginal であら理解はできるが自分あまり言わないという反応が一般的であった。更に、まあ容認、又は容認すると言う人々全員が、補文の時制は過去形の場合も現在形の場合もどちらもあり得ると言う判断を示した。田中氏の informant がどのような意味で文法性を判断したかは定かではないが (それについては後に検討する)、語彙特性が鍵を握っていると考えられる場合 imagery の問題となるので、容認性の揺れは当然予測できることであり、その見極め方も問題となるが、それに関与する時制の意味機能が先ず問われなければならないだろうし、発話様態動詞についても今一度考えてみる必要があるようである。というのも広瀬 (1986) が拠りどころとする Zwicky (1971) は興味深い、今の感覚からすればかなり informal に発話様態動詞を分類し、それらに共通すると思われた特徴を列挙しているだけだからである。

A manner of speaking verb may have a direct object, which is ... a nominal referring to the product of a speech act, a desentential complement (that clause ...) ... [下線は筆者] として Zwicky (1971) が挙げている、発話様態動詞で that 補文を取る例は次の様な shriek の例のみである。

(10) Martin shrieked that there were cockroaches in the caviar. (Zwicky: 1971)

この文にすっきりしないものを感じる informant の存在は上述の通りだが、borderline にしろ、容認できると感じられる人も多いのは、金切り声でも補文命題を articulate することは可能だからであろう。だが、筆者の調べでは、広

瀬 (1986) が挙げる grunt の例に対し informant 達の示す難色の度合いはかなり高い。

- (11) John grunted that Mary *broke* the window. (広瀬 : 1986)  
 (筆者の判断では ?? か?)

それは勿論、grunt の典型的なイメージが豚の鼻音だからであり、命題を含む発話とは結び付きにくいからであろう。Zwicky (1971) の may の意図は、広瀬 (1986) の記述にある「発話態動詞は間接話法を補文に取ることができる」ということではなくて、「そのような場合があり得る」という位の事ではないだろうか。蛇足ながら、もし仮に、田中 (1991) の主張どおり、発話様態動詞の補文が主節の動詞に義務的に照応するのであれば、(11)の補文は Mary *had broken* the window. (Mary *breaks* the window は非文であるから) とならなければならないはずであり、(11)の文は存在しないはずではないだろうか。

ここで少なくとも言えることは、Zwicky が一纏めに分類している発話様態動詞というのは、動詞の意味によって、that 補文と結び付きやすいものとそうでないものがあるということであり、非断定補文を取ることとの関係に關しても、これらの動詞の意味的側面を今一度確認しておく必要があるだろうということである。(12)は、Zwicky (1971) の挙げる例を筆者の勝手な判断で that 補文と結び付きやすいものとそうでないもの、中間的なものに分けてみたもので、三つのグループというよりは gradable なものとして理解して頂きたいのだが、一応 a : に関しては、コーパス等で that 補文を取るケースの存在を確認しているし、意味を考えるといかにも補文が articulate されている場合がありそうなものと言えると思う。そこで本稿では、以後、特に断らない限り、発話様態動詞の中のこの a の類を念頭に置いて議論を続けることにする。

- (12) a : shout whisper, murmur.  
 b : mutter, mumble, grumble, shriek, ...  
 c : scream, yell, bellow, howl, hoot, lisp, whine, moan, growl,  
 grunt, gasp, squeak, ...



只、それでもなおかつ that 節よりは、直接話法を取った方がいいと感じられるのは、発話様態動詞が、基本的には発話や考えを伝えるというよりは、その言い方、様態動作に意味の中心があるからであり、直接話法は動作と同時になくても良いし、同時性が曖昧だからであるだろう。命題を伝える意味合いがもっと薄れ動作的意味が明確な動詞の場合、that 節とは全く共起しないが、それでも直接話法とは自由に結び付く。

(13) "I will do it," he {chuckled / laughed}.<sup>6</sup> (岩城：1990)

(14) \*He {chuckled / laughed} that he would do it. (ibid.)

又、発話様態動詞と say の決定的な違いは、Zwicky (1971) その他で指摘されている様に、say は意味的に目的語を要求する（表面上省略されていることはあるが、勿論それは文脈から分かる場合である）が、発話様態動詞は意味的に目的語を伴う必要はない事であり、この事からも発話様態動詞の自動詞動作的特徴が抽出できると思われる。

(15) His companion whispered against him. / Then, he shouted for help.  
He grunted.

(16) \*John said. (c.f. John screamed.) (Moltmann: 1989: 306)

考えてみれば、neutralに「言う」と言えば「何を」言うかが問題となるのでその「何を」がなければ落ち着かないが、「囁く」や「叫ぶ」では「何を」が不明でも、まさにその様態による主語の感情なり或る意図なりの意味情報が伝

6. Riddle は、実際には話者の信念というだけでなく「時制の一致が起こっていないのは、Speaker's belief, Subject involvement, Unresolved state of affairs という三つの含意のいずれかを伝えたい場合であると説明している。確かにそのような含意が感じられる場合もあるかもしれないが、それらは、現在の事柄として位置付けても現在でも主語が後が補文の真を信じている等と考えられ主語の意図を外さないと話者が判断できる場合の部分集合である。cがおかしいのは、この場合は明示されていない不特定多数の主語が話者の発話時点の段階では既に補文を信じていないからである。

c. ?? It was alleged in the newspapers that the mayor is the swindling racket, but then they found the evidence that she was framed. (Riddle: 1975)

わる。grunt に至っては不満を表す音声を出す動作的イメージがより明らかである。筆者はこの違いが断定補文と非断定補文との違いに繋がっていると考える。

さてここで、「非断定補文は主文と時制が義務的に一致する」と主張する田中 (1991) の論拠となっている広瀬 (1986) で「発話様態動詞の補文が非断定補文に分類されている理由」について確認しておく。広瀬 (1986) の定義では、非断定補文とは話し手の真偽判断の対象にはなり得ない補文であり、それはまさに「命題内容が断定されていない補文」という事である。誰によってかとは逆は書かれていないが、当然それは「主語によって」であるはずで、即ち非断定補文とは「主語が命題を断定していないと読み取れる文」である。つまり、発話様態動詞が非断定補文を取っている」というのは、結局動詞の意味内容を考えると「主語が命題を口にしてはいるものの、それを断定的に言っているとは解釈しにくいという事」に等しい。例えば murmur は、自信がない等様々な理由で「はっきりこうだ。」と言えないから「殆ど聞き取れないような声で言う」事になるのだし、断定というよりは何か不満だと言う態度を表したいだけで、命題内容自体の情報価値は相対的に低いと考えるのが普通であろう。whisper も「普通の声では言わない」というところに感じられる何等かの意図が意味の中心を占め、断定とはあまりそぐわない。shout 等も思わず感情的に口走った可能性もあるので、主語が冷静に断定している事とは限らない訳である。従って非断定文が *incorrectly* の様な主語副詞と共に起しない事を示す例として広瀬の挙げる (17) が、(19) を OK とする人にとっても、非文或いは少なくとも多少は変だとすれば、それは「主語が断定しているわけでもない事に対して、しかもそれを言う前にいきなり話し手が真偽判断を下すというのは、まともではないから」であろう。広瀬が(20)に関し「主語は断定していなくても、『主語はこう言っているのだ』と話者の方で断定的に解釈した上でなら、それを話者が判断することはできる」と説明しているが、mumble した事というのは良く聞こえないので、例えば(19)は、補文内容を「主語はこういうことを言っているのだ」と話者が断定的に解釈して伝えようとする文と考えられる。話者自身が

「主語がこう言っているのだ」と自分で断定しようとしている補文命題の真偽を、それを言う前に、自分からとやかく言うというのが非論理的なのである。田中（1991）は(17)が「発話様態動詞の補文に話し手の視点が入らない十分な証拠となる」と述べているが、果たして何を根拠にそう断定しているのだろうか。

- (17) \* John correctly/incorrectly mumbled that he was a genius in mathematics.  
 (18) John correctly/incorrectly said that he was a genius in mathematics.  
 (19) John mumbled that he was a genius in mathematics.  
 (20) John mumbled that he was a genius in mathematics, but actually he isn't.

2. 2 田中（1991）の最大の誤りは、「非断定補文が話者の主観的真偽判断の対象にならない」という事と「非断定補文には話者の視点が入らない」という事とを同一視しているところにある。だがそこには何の根拠も見当たらない。有り得よう筈もないのである。二つの事は全く別の事柄だからである。

田中（1991）では、論拠らしきものとして、(21)の例を考察し(22)の様に述べている。

- (21) a. John said that Mary *was* sick.  
       b. John said that Mary *is* sick.  
 (22) 従来の観察通り、時制の照応が起こっている例は、あくまでも補文の内容は主文の主語の視点で捉えられ（話者の視点が入っていない）、一方時制の照応が起こっていない例は、主文の主語の視点ではなく話し手の視点で捉えられている事が分かる。

田中（1991）はここから「『時制の照応が義務的という事』は『話者の視点が入らないこと』だ」と考え、その上、「whisper等の発話様態動詞の補文は必ず時制の照応が義務的であると言う事」を事実だとみるので、それらの誤った前提に基づき「発話様態動詞の補文には話者の視点が入らない」と誤った命題に帰結してしまっている様である。ところが、勿論ここ迄の議論からも、この三段論法の二つの前提の偽は明らかである。

先ず第一に、「補文に話者の視点が入らない」等という様な事は有り得ない。前章で述べた様に、補文の内容についての責任は主語にあり、主語の言葉通りに繰り返している場合はあるにせよ、それを含めて「主語はこう言っている」と見て言語化しているのは話者以外の何者でもない。もし仮に、時制の照応が起こっていない補文の命題が、主語の視点ではなく話し手の視点だけから捉えられているとすれば、(23)は矛盾命題を同時に真と思っていることになり、非文となるはずだが、無論(23)は全く正常な文である。

(23) John said Mary is sick, but actually she isn't.

John は (Mary の仮病に気付かないか騙されているか知らないが) Mary が病気だと信じてそれを口にし、それを伝える話者の発話時が主語の発話の直後である場合等、話者が「John の発話時点で John が信じていた内容を話者の発話時点においても尚 John が信じている」と解釈できれば現在形を用いることができる。だが、補文の内容はあくまで John がそう考えているだけのこと (John の Mental space 内の命題) で、「話者が Mary が実は病気ではないことを知っている」という場合は当然有り得るのである。あくまで主語の言った内容に関する話者なりの解釈が補文命題なのであって、話者の信念そのものである必要はない。reality であるという面から見れば主文も補文もどちらも話者の reality ではあるが、主文が話者のみの reality であるのに対し、間接話法の補文はいわば [話者の考える [主語の reality] という reality] なのである。

(24) John believes whatever Mary says to him. John just said to me that Mary is tired, but it may not be true.

(25) Communists' attitude to religion is very negative. Marx said that religion is a kind of opium. The Chinese communist branded religion as opiate and escape from reality. And they thought religion can be spiritual weapon used by the ruling class to keep the oppressed classes in subjection.

(25)の文章全体に責任を持っているのは話者である (発話時現在、少なくとも

話者は「共産主義者は宗教に対して否定的だ」と信じているはずであり、assert していると考えて良いであろう) が、その話者までが「宗教に対して否定的である」必要はない。最初の文を裏付ける為 (又は Marx の発話 (という動作) の事実を印象づける為)、続く Marx で始まる文の主節は過去形であるが、その文の補文の内容については、Marx が責任を持っているのであって、話者ではない。話者は Marx の主張の内容を共産主義者の普遍的認識として伝えているだけなのであり、話者自身はその主張に対して肯定的でも否定的でも、特にどちらでもなくとも良い。

- (26) Some government measures probably did not escape criticism. Many economists warned that a hike in public transportation and utility costs will boost inflation, and ...

(26)の補文に対しては、economists という authority の意見として、話者は肯定的ではあるだろうが、必ずしも (その意見の裏付けとなるデータや知識を話者も共有しているという訳ではない可能性もあるので) 主張できるという訳でもない可能性はあると思う。

幾度も繰り返す様だが、間接話法で言うということは、主語の言いたい内容を話者が解釈して聞き手に伝えるわけで、主語の言いたい内容が相手に正しく伝わると判断できる範囲で、話者は自分の視点から自分の言葉でそれを表現するということである。従って補文内容の責任はあくまで主語にあるが、「主語がこういうことを言っている」という判断を下しているのは話者であり、当然それを言葉にしているのも話者で、時制で命題を話者から見て現在なり過去なりに位置付けているのも話者であり、時制が何であれ、それに話者の視点が入っていない道理はない。時制だけでなく、話者の視点からの位置を表す指示詞や副詞も補文が話者の視点から描かれていることを示すものである。例えば Jo が 'That window is stuck.' と言ったとして、Jo にとっては that の位置にあった (話者から見れば) 目の前にある窓を指差しながら伝えるのであれば、Jo {says/said} this window {is/was} stuck. と言えるし、主語の人物から見て翌日が話者から見て前日であれば、Jo の発話が I'll help you tomorrow. でも

話者は *Jo said he'd help me yesterday, but he didn't* 等と伝えることもあり得る。蛇足ながら、主語の人物から見て翌日が話者から見て翌日であれば、*Jo* は *I'll help you tomorrow.* とは言ったが、話者がそんな事は多分無理だろうと思うことはある訳で、*Jo said he will help me tomorrow, but I doubt it.* 等と伝えることもあり得る<sup>7</sup>。呼称、場所についても同様である。

無論、話者が全面に出てこない場合（例えば小説等では、語り手の発話時点を読者に意識させないことが多いので）であれば、描かれている事柄の時間のみに集中し話者の発話時点はあってない様なものなので、より客観的な *the window* や *the following day* 等が用いられ、時制が一致しているのが普通であろうが、時事問題等、話者と読者の現在を意識したものでは、誰かの発言（という動作）を或る出来事として過去に位置付けた際、その発言内容が現在も *valid* であるかどうかは区別される必要があるので、(25)や(26)の様に時制が一致していない例が多く見受けられるのであろう。

又これも言わずもがなのことではあるが、実際の発話が(27)であったとしても、それが例えば先生の発言であるとして(28)の様になるべく忠実に伝える事も、目的に応じて(29)の様に言う事も可能であり、逆に(30)を(28)の様に伝えることもあり得る。間接話法の話者は、主語が言いたい内容を変えないと判断できる限りにおいて、あくまで主語の発言を伝えようとするだけなのである。

- (27) *My first task today will be to examine current views on the motivation for armed conflicts.*
- (28) *The teacher said that his first task that day was to examine current views on the motivations for armed conflicts.*
- (29) *The teacher announced his intention of discussing the causes of wars.*
- (30) *What I want to do now is to look at contemporary theories of the causes of wars.*<sup>8</sup>

7. 勿論 *Jo said he would help me tomorrow, but I doubt that he will.* 等と言ったりもするかもしれない。

8. (27), (30)は Quirk et al. より引用したものに多少手を加えたものである。

命令や依頼、疑問等を間接に伝える場合はこのことがもっと顕著に現れる。John が 'Go!' と言おうと 'Go out!' 'Get out of here!.' 'You should go out.' etc. etc. 等と言おうと、'John told me to go out of the room.' と伝えて構わないという場合は幾らでもある。'told me to ~' という neutral な言い方ではしっくり来ない、或いは月並み過ぎてもの足りない場合等に、当然動詞を変えたり、副詞的語句を付け加えたりするわけである。

(31) He shouted at me to get me out of the room.

以上のような議論から、「発話様態動詞の補文に話者の視点が入らない」という発想が如何に奇妙なものであるかは示せた様に思うので、次に、発話様態動詞の補文の時制の一致が義務的であると誤解した背景を今一度探してみたいと思う。発話様態動詞の補文の時制も一致しなくてもよい事は先に述べた通りだが、一致した方がより自然という感否めないという感覚は筆者としても無視するわけにはいかないし、少なくとも田中氏の informant の(8)に対する has でなければならないという直観的判断にも何等かの根拠が存在するはずだと考えられるからである。

(8) \* Miho whispered that her lover *has* big brown eyes. (田中：1991)  
(筆者の判断では OK)

発話様態動詞というものが、単純に [say + manner] というわけにはいかないこと、口は使うが say と違って音声を発するだけの場合も多いことに加え、意味の中心が動作にある事は前述した。それは動作そのものであると共に、その動作が表す感情や態度・表情・意図等を話者が表したい時に使われ、そこでの補文もその命題が主張されているというよりはその動作の一部を成しているものではないかと思われる。それは例えば悪態をつく際の命題内容はそれ自体が主張されているというものではなく(つまり、「馬鹿」と言おうと「おまえの母さんでべそ」と言おうと「クソったれ」と言おうと、その言葉の意味を字義通りに意図しているのではないということ)、不快感を伴う言葉による攻

撃という動作的な部分に意味の中心がある。筆者は、発話様態動詞のこれと似た様な意味的属性が、補文の時制が一致していた方が良いと感じられる感覚に一因しているのではないかと考える。

即ち、whispered, shouted, murmured 等は過去の或る一時的な動作であり、それらの補文の内容に伴う感情・態度も動作の一部として一過性のものとして過去の時点の主語の意識にあったもので、そこに止めておいたほうが良さような場合が動作の使われる状況としてしばしば存在し、それ故話者の発話時点まで続いているとは考えにくい場合が多いので、補文は過去形の方が良いと感じられることも多い様に思われるのである。

(32) He pushed me and shouted that it *was* his baby and I wasn't going to take her away.

この(32)の baby は、(話者の発話時点でも) 主語の baby であることを話者も認めている場合は十分あり得るが、話者の発話時点においても主語がその様な当たり前のことを、叫ぶ必要がある程に主張し続けているとは考えにくい。主語の意図は命題内容の主張によって相手の何等かの動作を阻止することであり、補文内容を含む文全体は過去の動作のイメージを持つ。勿論、主語の意図を「話者の発話時現在まで成立している事として主語が主張している」と話者が解釈すれば、補文は現在形にもなり得るが、このコンテキストだけでは、その様な解釈はすぐには思い及ばないであろう。又特に(8)の場合、例えば、Miho が恋人を思い浮かべてうっとりしているイメージ等がすぐ浮かぶが、その場合騒いだ内容というのは、酔っている時のうわ言に似て、その場限りの事として止めておいた方が良さそうだという気持ちが解釈する側には働く。恐らくその様なことが、田中氏の informant の判断の理由ではないだろうか。コンテキストなしの容認可能性の判断は、想像力にも左右されるし、その場で思い付いたイメージが左右することが多いので注意を要する<sup>9</sup>。Miho が何等かの理由で単に小声で言っただけの場合ならば、恋人に関する属性の描写として話者が現在にも成立することと解釈すれば現在形で充分容認可能である。例えば過



去形だと Miho の前の彼氏の描写と誤解される可能性もあるのでそれを避けた場合等、現在形の方が良いと感じられる場合もあるだろう。事実筆者の或る informant は「どちらかという to has の方が良いと感じる、had だとその恋人は死んでるかもしれないと思う。」という反応を示した。いずれにしても、発話様態動詞の補文で現在形を使う場合というのは、他の間接発話の場合と同じく、「主語の発言内容を現在時点で成立している事として（現在形で）表現しても主語の発話の意図からはずれない」と、話者が解釈している場合であり、一般的な原則に従っていると言えよう。

この事は、一見極当たり前の事の様に見えるのだが、発話様態動詞の場合だけでなく、より広い意味での間接話法に関わる動詞の補文の時制についてこれまで説明がつかなかったものを説明できるという意味では当たり前すぎるということはないのかもしれない。

非断定補文の性質を(8)の文法性と結び付けた田中(1991)の狙いは、実は最終的には次の(2)、(3)の容認性の違いを説明することにあつた模様である。田中氏は本論の最後に「regret は断定補文をとるが、say with regret で言い換えられる場合、真の断定補文より、話者の視点が入りにくくなっているから(3)の容認性が多少落ちる」と記述している。

(2) The ancient Egyptians knew that the earth is round.

(3) ?Dante regretted that the earth is round.

「話し手の視点云々」では説明にならないことは、これまでの議論で十分かと思うので、それでは本稿では、これをどう説明するかということに話を進めるが、それもこれまでの議論より自明のことでもあるかもしれない。即ち(2)、

9. 例えば、Fauconnier (1985) の中の例文である次の例に対し、大方の Native Speakers (特に学校文法を教えている人々に多いが) は容認不可能な文だという反応を示す。多くの日本人が学校で習う文法でも説明の付かない文であるのかもしれない。

d. If Boris had come tomorrow, Olga would have been happy.

だが、例えば、ボリスがオルガにとって都合の悪い今日や前日に来てしまった場合というコンテキストをつけると当然の事ながら良くなる。

(3)の容認性に違いがあるとすれば、それは、(動詞の意味から)補文の命題内容が、文全体の話者の発話時点でも引き続き成立していることとして(即ち現在形で現在に命題内容を位置付けて)表現しても、主語の意図する意味内容からはずれないと話者が解釈し得るかどうかにある。

(2)では、古代エジプト人は、「地球が丸いこと」を普遍の真理として、「何千年後の人にとっても変わることなく正しい事として知っている」と解釈することが可能だから、話者が現在形を使っても、古代エジプト人の belief を正しく伝えている事になると感じることができる。それに対し、(3)の場合、ダンテが regret した対象というのは、「(ダンテからみて遠い未来にある)話者の発話時点にまで当てはまることとしてダンテが認識し残念がって嘆いた対象とし、言っている」とはちょっと解釈し辛い。嘆いているダンテ本人の意識には嘆いている時点のことしかないので、「遠い未来のことなんてダンテの意図の範囲外である」と考えたほうが、regret という語の意味からして自然だからではないだろうか。対象命題自体は普遍的であっても、regret という個人的で一過性の動作の対象の位置付け方としては、主語の動作の時点の主語の主観的狀態把握として客観的に描く方が普通であろう。ダンテが「地球の丸いことが普遍の真理であること」を意識して嘆いているのであれば(2)はそれ程おかしくないからこそ \* や?? でなく? なのであり、その場合普通は補文の前に the fact を付けるとか全体を名詞節にするとかもっと違った言い方をした方が自然であろう。

又、もし(17)が非断定補文だから非文だとすれば、又「断定補文では時制の照応が自由」だとすれば、断定補文の類に恐らく属することになる次の(33)の文法性に対する Hornstein (1990) の判断は説明不能であるが、本稿では上記の議論と平行に説明可能である。

(33) John<sub>i</sub> thought that he<sub>i</sub> {was/\*is} handsome.

Cf. John incorrectly thought that he was handsome.

They thought prison conditions have improved.

即ち、「John は自分のことをハンサムだと思っていた」と過去形を使うという

ことは、話者の発話時点では、John は自身自分のことをもうハンサムだとは思っていないか、そうかどうか分からないわけであり、主語の思考は話者の理解する現実の発話時現在にも当てはまることとしては、(矛盾を起こすので)表現できない<sup>10</sup>。

又、田中 (1991) における「自由」という事の意味は、無論「或る動詞に関して、主文の時制が過去でも、文法的には補文の時制は過去の場合も現在の場合もある」という事に過ぎないのかもしれないが、少なくとも、John と he が別人物でない限り、この場合は「自由」とは言えない。

場合を限定すれば、この様に補文の時制が過去でなければならないというものばかりではなく、(主文が過去で補文が) 過去でもおかしいと感じられる例もある。Costa (1972) の動詞の分類と時制の一致のルールに関する全体の主張には、誰もが指摘する欠陥があるが、現在形でなければおかしい例、過去形でなければならない例等を指摘している点では興味深い観察を行っている。(34)への答えとしての(35)では、現在形のみが適切であり、過去形では十分 relevant たり得ない。それに対し、客観的な報告としての(36)では過去形の場合のみが OK である。

- (34) Did Sarah have any ideas about what might be wrong with my marriage ?
- (35) Well, she mentioned that married couples often ( discover/ \*discovered ) that they wrongly { think/ \*thought } that their sex-life { is/ \* was } perfect.
- (36) On the occasion of the first conference on " Modern Marriage". Sen. Sarah Bigam ( Dem-Ohio ) mentioned that married couples often { discovered/ \*discover } that their sex-life { was/ \* is } perfect. She was later to add that this type of illusion was often fostered by inadequate communication between spouses.

10. この様に、時制選択の要因には動詞や構文の意味が当然深く関わってくるが、それは時制の意味機能をふまえた上で取り扱わなければならない。例えば、realize という動詞は、意味的に話者の主観的 reality と一致する事実を補文に要求する。  
e. ? John realized that Mary { was/is } honest, but actually she isn't.

Costa の指摘通り、ここには 'presupposed relevance' という概念が関わり、(35) の話者は、主語の人物と補文命題を事実として share しているのに対し、(36) の話者は、補文の事実性には関与せず、距離を置いて客観的に命題を眺め報告している様に解釈できる。これは、話者からの命題の位置付け方である時制そのものの機能を旨く捉えた事例と言って良いと思う。但しここで留意すべきことは、(35) の補文は話者の belief だからという理由で現在形なのではなく、基本的には、あくまで (話者も事実として認めることなので) 『主語が「話者の発話時現在にも成立する事実として」言った』と話者が解釈できるから現在形だということである。更にこの場合、補文命題が過去であると「話者とその事実性に対し距離を置いている」といった微妙な、適切でないかもしれないニュアンスを伝える可能性があるのを避けたい意識が働いているのも事実であろう。

又、他の例 (37) から、Costa は「'Vann leaves for Rome later today.' の様に will を使わずに未来に関する事柄 (Costa がこれを putative と呼ぶのでここでもその呼称を仮に使うが、筆者としては必ずしも putative でも未来の出来事の表現でもなく、あくまでその時点現在の予定としての事実であると考えている) に対する言及を間接話法で伝える際は時制の一致を起こさない」と述べている。尤も、これについては、Riddle (1975) が、(38) を挙げて、それが一般性に欠けることを指摘している<sup>11</sup>。

(37) John said that Vann {was leaving/\*left} for Rome later that day.

(38) Jane leaves next Tuesday. But you told me she left tomorrow.

しかし Riddle も、次の (39) を挙げ、基本的には Costa と同じ様に「補文命題が話者の信念に反している事が現在形が使われてはならない理由であり、事実である可能性がある場合には現在形で良い」、即ち「補文の現在時制は話者の信念に合致する事を表す」と考えており、それを支持している Binnick (1991) も同様に誤りを犯していると言えるだろう。

11. この Riddle の指摘は Binnick (1991) に Riddle (1975) の説明として記されている。

- (39) I thought that Jane { \* leaves/ \* is leaving/left/was leaving } next Saturday, but she just told me she { leaves/is leaving/? left/? was leaving } tomorrow.

というのも、若し Riddle 等が正しいとすると、一章で述べたように全く正常である (40) が、説明できないことになるからである。

- (40) John { says/said } Mary is tired, but actually she isn't.

(40) が容認可能なのは、繰り返しになるが、この場合、話者の発話時点でも「Mary の疲労がまだ続いているものと John が信じている」と解釈することが可能だからである。即ち、「補文の内容 (真偽性) に責任を持っているのはあくまで主語だから」なのである。話者の発話時点においても主語がまだ自分の命題の真を信じていると話者が判断できるから現在形でも良いのである。

では何故 (37) の left が putative の意味では駄目かという、それは単に later that day という時点が話者から見て過去を表すので、left を使うと既に実現した事柄としてしか解釈しにくい (或いはできない) からに他ならない。一方、(38) では tomorrow は話者から見て未来であり、当然主語から見ても未来の筈なので Costa のいう putative の読みが可能である。更にこの場合、それは可能という事に止まらず、\*She left tomorrow.' 等という文は有り得ないので、恐らく (37) の主語は 'She leaves tomorrow.' (putative) という意味のことを言った筈なのである。(37) の was leaving の場合では、言及している過去の時点で実現しているのは、発とうとしている状態だけであり、「発つ」という動作自体は発話時点で実現していなくともよいので 'She was leaving tomorrow.' は可能であり、実現時に関する主語の予定・推定時が話者から見ても未来の事もあり得るので Costa のいう putative reading が可能なのである。

一方 (39) では、過去の自分は Jane's leaving が next Saturday だと考えたとしても、主語はまさに話者であるので、but 以下の後半から分かるように発話時点では既に背反する belief を持つ話者にしてみれば、話者と同一人物である「主語」が、「Jane's leaving が next Saturday だ」という事を話者の発話時現在にも

当てはまることとしてと見ている」という解釈の可能性は有り様がない。but以下の補文が現在形で良いのは、その主語 she が主語の発話時に予定したことが正に話者の現在でも成り立っていると考えられるので話者の現在時での主語の予定と言って構わないからであり、現在形の方がよいと感じられるのは、just という言葉から話者の発話時現在における主語の予定であることが確実であり、わざわざその命題に対し距離を置く必要がないので、より適切な言い方であるというだけのことであろう。

2. 3 田中 (1991) は、補文の時制選択の要因を基本的には談話の首尾一貫性という概念で論じているが、勿論それだけでは説明できないことを田中自身が述べている上、その概念は極めて曖昧である。若しそれが、「先行談話の主題の時制に合わせて補文の時制が選択される」と言う意味ならば、(35) (38)等が、(先行文の時制と補文の時制が異なるので) 反例となり得るだろう。例えば田中 (1991) は、「談話内の個々の文は、必ず談話全体を司る一定の時の視点から述べられなければならない」等と記しているが、全ての finite の文は全て必ず話者の発話時から見てどこか (現在や過去の或る時点等) に位置付けられて述べられているのであり、それは一定の談話内の話に限ったことではない。又、一談話内の文がずっと同じ時制である必要も無い。時制が変わっても同じ主題に関する事の記述であるという場合は幾らでもあり得るし、主題が「過去の事柄を眺めている今の自分」という複合的な場合もある<sup>12</sup>。時制は話者の命題の位置付け方を表すので、同じ所 (過去なら過去に位置付けられていれば coherence を感じるのは当然で、談話の流れが時制選択に関わっているというのは言うまでもないことであるが、それが関わっているというだけでは、余りに当然のことであり、又補文の時制だけの話でもなく、全ての言語現象に関わっていることである。

12. As a child, I lived in Singuapore. It's very hot there, you know, and I never owned an overcoat. I remember being puzzled at picture books showing European children wrapped up in heavy coats and scarves. I believe I thought it all as exotic as children here think about spacemen's clothing, you see.

(Quirk et al. : 1986)

田中 (1991) は、次の(41)の a が 'it seemed to HER'、b が 'it seems to ME' と解釈できるという Quirk et al. の指摘から「談話の主題が彼女であるなら過去時制が選ばれ、別のものに移したければ、現在時制を用いる」と述べているが、'it seemed to her' と考えているのは紛れもなく話者であり、又、「a が 'it seemed to HER' と意味するという解釈」は「彼女が (例えば上機嫌で) 喋り捲っていた」という先行文の意味合いもあってそう解釈し得るだけであって、必ずしもそうとは限らず、過去の自分がそう考えていたというだけのこともかもしれないし、b の場合でも主題は相変わらず彼女のことかもしれないのである。

(41) She told me all about the operation on her hip.

a. It seemed to have been a success.

b. It seems to have been a success.

3. 本稿は、間接話法で (主文が過去時制で) 補文の時制が現在の場合というのは、(主語の言いたいことを解釈するにあたって) 主語の言いたい内容が文全体の話者の発話時点にも有効である (成立していると思える場合がある) という場合であって、それを話者の現在の事として言っても構わない場合であるということ、そして補文の内容は補文の主語が主語の発話時点で主語の視点から述べた (或いは考えた) 事で、内容に関する真偽性の責任は勿論主語にあるが、それを伝えているのは話者であり、話者の時点から話者の言葉で話者の視点から述べられたものであることを論じた。補文の時制選択の要因も他の時制選択の場合と同じく、話者の言いたいこと (間接発話の場合は主語の言いたいことはこういう事だと話者が判断したこと) を相手に適切に理解して貰えるように命題をどう位置付けるかというところにあり、問題となってきた幾つかの例文の容認可能性を決定付けているのはそのような時制の意味機能と動詞の意味の整合性と言って良いだろう。

## REFERENCES

- Binnick, R. I. 1991. *Time and the Verb*. Oxford University Press.
- Comrie, B. 1986. "Tense in indirect speech," *Folia Linguistica* 20, 265-96.
- Costa, B. 1972. "Sequence of tenses in that-clause," *CLS* 8, 41-51.
- 広瀬幸生 1986 「発話動詞補文と話し手の主観的真偽判断」『英語青年』第132巻, 第7号, 2-6.
- 樋口万里子 1990 「仮定法に関わる形式の Free Thought Space Builder としての意味機能」九州工業大学情報工学部紀要 第3号, 135-163.
- 1992 「現在時刻の意味機能」九州工業大学情報工学部紀要 第5号, 75-99.
- Hornstein, N. 1990. *As Time Goes By*. The MIT Press.
- 岩城令子 1990 「挿入文についての一考察」『九大英文学』33号, 307-328.
- Jespersen, O. 1931. *A Modern English Grammar on historical principles Part IV*. London : George Allen and Unwin.
- Langacker, R. 1991. *Foundations of Cognitive Grammar, Vol. II, Descriptive Application*. Stanford, California : Stanford University Press.
- Moltmann, F. 1989. "Nominal and Clausal Event Predicates," *CLS* 25, 300-14.
- Quirk et al. 1986. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London : Longman
- Riddle, E. 1975. "A new look at Sequence of Tenses." Paper read at annual winter meeting, Linguistic Society of America.
1978. "Sequence of tenses in English," Ph. D. diss., Univ. of Illinois.
- 田中一彦 1991. 「英語における時制の照応について」『英文学研究』vol. LXV II, No. 2.
- Zwicky, A. M. 1971. "In a manner of Speaking," *LI* 11. 2, 223-33.